平成24年度　事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	（仮称）川越市森林公園整備								継続							
コード	62	－	23	－	01	－	00	予算事業名	（仮称）森林公園整備							
担当部署	都市計画部		公園整備課		公園建設担当			予算事業コード	会計	10	款	08	項	04	目	05

1．事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け　　位置付けなしの場合

法令による実施義務：義務ではない

基本目標(章)	3章	人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち	根拠となる法令、条例等	都市公園法
方向性(節)	3節	自然と調和した基盤づくり		
施策	4	水辺と森林の整備	個別計画等の名称	（仮称）川越市森林公園基本計画
細施策	3	樹林地の整備		

2．事業の目的と概要

事業の目的（誰・何を対象に、何のために実施するのか）	武蔵野の自然の保全とともに貴重な自然を次世代に引き継ぐため、またこれらを活用することにより、市民に自然とのふれあいの場や緑の中のレクリエーションの場、及び自然環境学習の場を市民に提供する。
事業の概要（活動内容、実施手段・方法など）	市が市民、専門家等の意見を聞きながら、事業に伴う計画の立案、事務手続き等を行い、専門的な業務、委託することが効率的な業務については委託し、（仮称）川越市森林公園基本計画に基づき整備を推進する。

3．実施にかかるコストと実績

（単位:千円）

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額			4,800	3,800	1,500	2,422	1,000	
	事業費	A	1,722	1,680	1,313	2,069	1,000	25,200
	人件費	B	2,220	1,850	2,220	4,440	5,180	5,180
総コスト（C＝A＋B）			3,942	3,530	3,533	6,509	6,180	30,380
正規職員（1年間の従事人数）			0.30人	0.25人	0.30人	0.60人	0.70人	0.70人
臨時職員（1年間の従事人数）			0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金		D						
その他特定財源		E						
市の財政負担（＝C－D－E）			3,942	3,530	3,533	6,509	6,180	30,380

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4．成果指標・活動指標による分析

成果	中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
成果	計画区域内公有地化面積累計	ha	7.5	7.5	7.5	7.8	計画区域内公有地化面積の累計（川越市土地開発公社取得地含
成果	「森のさんぽ道」延長	m	4,100	4,100	4,100	4,100	「森のさんぽ道」の開設総延長（公道含む）
活動	計画区域内公有地化面積	㎡	4,357	0	0	2,882	当該年度に公有地化した面積（川越市土地開発公社取得地含む）
活動	調査、測量及び工事実施件数	件	1	1	1	2	当事業で実施した委託及び工事実施件数

中心指標の考え方	本事業は、成果指標を中心に評価する。
指標に基づく評価	本事業の主たる目的の一つである樹林地の保全のため、相続発生時には相続者との買取協議により、先行しての買収を行うとともに、公有地及び借地した樹林地を利用し、森林浴ができる「森のさんぽ道」の整備などを実施している。

5．事業の実施を通じた分析・評価

(1)　現在の課題と状況　　課題はない

昨今の財政状況等から勘案すると、事業の進捗を図るためには、他の事業との兼ね合い等を勘案しなければならない。また、効率的な事業手法や用地取得方法についても検討していく必要がある。現在、新たな整備手法の一つとして、地域制緑地制度の導入を検討しており、地権者に対しアンケート調査を実施し、地権者の意向を踏まえた整備手法等を検討し始めたところである。

(2)　比較参考値（他市での類似事業の例など）

(3)　事業を廃止・縮小したときの影響

計画区域内において、既に公有地化した用地がまばらに点在している状況であり、公有地化した用地の有効活用ができなくなる。また、森林公園計画については地権者及び住民等からも大いに期待されていることから、廃止・縮小になった場合は大きな反響があると思われる。

(4)　**所属長自己評価（今後の方向性）**　　**継続**

本事業は着手から長い年月が経ち、これまで相続発生等により取得した公有地の有効活用策として「森のさんぽ道」を整備し、市民から好評を得ているものの、公有地化された面積は全体計画区域の2割程度に留まっており、事業手法等の見直し等が必要となっている。本事業の主たる目的である貴重な緑（＝樹林地）を保全するため、新たな法制度の導入などを検討し、地権者や地域住民等にとって有益となる事業展開を進めていくこととしている。